

白色のセルに数値・内容を入力してください。色付きのセルには触らないでください。

【青木村】 ネットワーク整備計画

2025年3月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※留意事項
①十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合(%)	100%	100%	100%	100%	100%	・目標値を記入する。十分なネットワーク速度とは、同時利用率を考慮した学校規模ごとの通信帯域が確保されている状態。(R6.5時点)
②簡易アセスメントの実施計画	簡易アセスメントの結果から実施要否と実施内容を検討	簡易アセスメントの結果から実施要否と実施内容を検討	簡易アセスメントの結果から実施要否と実施内容を検討	簡易アセスメントの結果から実施要否と実施内容を検討		・簡易アセスメントとは、教育委員会が学校に対してアンケート、ヒヤリング、現地調査などでネットワークの問題の有無を調査することを意味する。
③アセスメントの実施計画	専門業者によるアセスメント実施済				専門業者によるアセスメント実施	・アセスメントとは、専門の業者等に依頼してネットワークに問題がないか、問題がある場合はその原因が何かを明らかにし、改善に繋げることを意味する。十分なネットワーク速度が確保できていない学校がある場合に、アセスメントを実施しないことは、一部の例外的な場合を除き想定されない。
簡易アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・令和6年度に簡易アセスメントを実施、十分な通信契約となっていないことが原因として特定されたため、通信契約を変更した。その後、専門業者によるアセスメントを実施。国の基準内の環境であった。今後、令和8年度以降早急に対策が必要な場合は、補正予算要求し承認が得られた段階で実施する。早急でない場合は、次年度に予算計上しアセスメントを実施する。					
アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・令和8年度以降、ネットワーク環境に課題があれば早急に改善を行う。その場合、補正予算要求し承認が得られた段階で対策する。早急でない場合は、次年度に予算計上し対策する。					
アセスメントを実施しない例外的な事情(ある場合)	・					

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の13ページを参考に作成。